

# Japan tax alert

EY税理士法人

## メキシコにおける MDRの最新情報

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2020年度メキシコ税制改正には新たな開示義務制度(MDR)が定められており、その結果、メキシコに投資または事業を行う外国企業にとって重要な税務インパクトがある可能性についてお伝えいたします。

欧州連合(EU)の開示義務制度(MDR)の影響下、メキシコ税務当局も12月9日付で制定されたメキシコ税制改正の一部で納税者またはその税務アドバイザーが納税者の居住、非居住性を問わずメキシコにおける税務上の便益を得ている取引が全て報告対象となります。

### 個人識別情報

この新しい報告義務制度によると第三者税務アドバイザーまたは税務アドバイザーがいない場合は納税者の税務部門責任者による報告義務があります。さらに、納税者と税務アドバイザーの合意の下では、第三者税務アドバイザーの開示義務責任を納税者が引き継ぐことに同意することができます。つまりその場合、税務アドバイザーは、開示義務を負うことはありません。

報告義務の要件は先に記載致しました通りメキシコで税務上の利益を生じる取引かつ、以下の内少なくとも1つを満たすことになります

- i. 海外取引の相手国で税務上無収入としての取扱を受ける、もしくは通常の海外税率より優遇税率の適用を受ける場合
- ii. 税損失を移転させた場合
- iii. 恒久的施設(PE)規定の適用が防止されるような取引の場合
- iv. 会計値と税額値との差が20%以上ある取引の場合

- v. 個人にまたは海外納税者に配当金源泉徴収税が課税されないような迂回的な取引を行った場合
- vi. 外国税務当局との金融および税に係る情報交換を防ぐこと
- vii. 関連当事者との無形資産の取引や事業再編
- viii. ハイブリッド事業体
- ix. 受益者の特定を防ぐ場合

2021年1月1日を以て施行される上記報告義務は2020年税務年度以降に考案されたり実施された当該取引について、2020年の該当税務申告時(2021年3月末日)に報告が必要となり、2020年以前に実施された上記対象取引についても納税者により2020年度税務申告時には開示されなくてはなりません。

本開示義務に違反をした納税者と当該税務アドバイザーについては厳しい罰則が生じることとなります。例えば開示義務を怠った(もしくは不備が存在した)取引の税務上利益の75%までそして当該税務アドバイザーの場合は100万米ドルまでを罰金として課すことができます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

**Ernst & Young Tax Co., Latin American Business Center, Japan & Asia Pacific**

- ▶ Raul Moreno, Tokyo raul.moreno@jp.ey.com
- ▶ Joe Kledis, Tokyo joe.kledis@jp.ey.com
- ▶ Luis Coronado, Singapore luis.coronado@sg.ey.com

**Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, Los Angeles**

- ▶ Tak Morimoto tak.morimoto@ey.com

**メールマガジンのお知らせと登録方法**

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

**EY税理士法人**  
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

**EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory**

**EYについて**

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

**EY税理士法人について**

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.  
Japan Tax SCORE 20200528

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)